

答申第43号

答 申

1 審査会の結論

平成27年4月27日付けで異議申立人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成27年5月11日付けで行った自己情報の存否を明らかにしない決定（以下「本件決定」という。）は、妥当ではない。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対し、平成27年4月27日付けで「〇〇小学校2/21～事故欠席（小学〇年生）による児童の出席停止の手続きに関する校長の意見書、保護者の意見書、その他の文書の交付」について本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する自己情報の記録については、次の理由により、自己情報の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を、平成27年5月11日付けで行った。

ア 自己情報の存否を明らかにしない理由

請求した内容については、請求者以外の個人に関する情報（条例第16条第2号）に該当するため。

(3) 異議申立人は、平成27年5月28日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

〇〇小学校長から届出は提出されておらず、津市教育委員会の意見を聞く必要があるから。

4 補正命令

実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不明確な点が認められたため、異議申立人に対し、平成27年6月18日付けで補正命令を行った。

(1) 「3 異議申し立てに係る決定」の項中において、平成27年4月27

日付けとありますが、平成27年5月11日付けに相違ありませんか。

(2) 自己情報の存否を明らかにしないことと決定したことに対する「6 異議申立ての理由」が不明確であり、具体的に記載してください。

5 補正書

異議申立人は、上記4の補正命令に対し、平成27年7月1日付けで補正書を提出した。

6 実施機関の不開示理由説明

請求した内容については、請求者以外の個人に関する情報（条例第16条第2号）に該当するため。

7 異議申立人の意見書

教育委員会、学校側の発言はいじめの調査を決意するのに相当な影響を与えたと考えられる。いじめがあるので情報を開示してほしい。

8 審査会の判断

本件異議申立てに係る対象の自己情報は、異議申立人の子が関わった事件に係る児童の出席停止に係る資料である。

条例第16条第2号において、開示請求のあった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合、開示することにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるときには、不開示とする旨を定めている。

また、条例第19条において、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を定めている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき、異議申立人及び実施機関による口頭の意見陳述を聴いた上で、本件処分の妥当性について検討した。

実施機関によれば、請求当初は、請求のあった児童が異議申立人と理解したが、事実関係を確認したところ、異議申立人と請求書に記載のある児童は別人であることが確認された。そこで、請求のあった個人情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該情報は条例第16条第2号に該当すると考えられ、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとして、当該自己情報については、その情報があるともないとも答えられないとして存否応答拒否の決定とした。

しかし、異議申立人の意見陳述によれば、請求した自己情報は、異議申立

人が関わった事件に係る児童の出席停止に関する情報であるが、請求の趣旨は、関係児童を主とした情報ではなく、あくまで異議申立人本人の情報の開示で、その情報に異議申立人本人の情報が含まれているはずであるので、その情報の開示請求をしたということであった。

当審査会が確認したところ、異議申立人の行った開示請求は、開示請求書を一見したところでは他人の情報についての請求のようにみえるが、その内容は異議申立人と当該情報対象児童との関わりを考慮し、意見陳述等を踏まえると、そこに含まれるであろう異議申立人本人の情報、すなわち異議申立人の自己情報を求める趣旨のものと理解することができた。

よって、異議申立人の行った本件開示請求を、自己情報の開示請求として扱うことに無理があるとまではいえない。

そこで、自己情報の開示請求と解した上で、当審査会が実施機関に対して行った聴き取りによると、開示を請求された期間において、異議申立人本人の行動等に関する文書は存在していないとのことであった。しかるに、実施機関は文書の不存在を理由とする不開示決定でなく、存否応答拒否の決定（本件決定）を行っている。

しかし、存否応答拒否の決定は、対象文書が存在する、または存在しないと答えるだけで非開示情報を開示したのと同様の結果をもたらすため、関係者の権利利益を不当に侵害するおそれのある相当に限定された開示請求に対してされるべきものと考えられる。したがって、本件で実施機関が、対象文書の存否を示すことがそのようなおそれを生ずるか否かにつき検討することなく、ただちに存否応答拒否の決定をしたことは妥当性を欠くものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 8月14日	諮問書の受付
平成27年 9月30日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成27年11月30日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	山 川 久仁子